

第十二号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月江戸川区条例第三号）の一部を
 次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職
 した期間が一年以上である非常勤職員

(2) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）を
 超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子
 の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、か
 つ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないこ
 とが明らかである非常勤職員を除く。）

(3) 勤務日の日数を考慮して江戸川区規則（以下「区規則」という。）で
 定める非常勤職員

ロ 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳
 到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とさ
 れた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた
 日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める日）

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日

二 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前の日（以下「日」という。）において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日以後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が一歳二箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とさ

れた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三 一歳から一歳六箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が一歳六箇月に達する日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業することが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として区規則で定める場合に該当する場合

第三条に次の二号を加える。

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

七 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第十四条中「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員
二 非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

第十八条中「江戸川区規則」を「区規則」に改める。

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（説明）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の改正に伴い、再任用短時間勤務職員についても育児休業をすることができるようにする等の規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。